

2026年8月26日

各位

会社名 株式会社シード

代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆郎

(コード番号：7743 東証スタンダード市場)

問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 管理本部長
杉山 哲也

TEL 03-3813-1111 (大代表)

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドによる
株式会社シード(証券コード：7743)の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッドは、本日、株式会社シードの普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ラックスシェア・プレシジョン・ケイマン・リミテッド(公開買付者)が、株式会社シード(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年8月26日付「株式会社シード(証券コード：7743)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド
代 表 者 名 ディレクター ウー・ティエン・サン

株式会社シード（証券コード：7743）の普通株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社シード（証券コード：7743、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社シード

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年 8 月 27 日（木曜日）から 2026 年 10 月 13 日（火曜日）まで（30 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 795 円
買付予定数の下限	5,408,800（株）（注）
買付予定数の上限	—（株）
対象者の意見	対象者が本日付で公表した「ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッドによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

（注）当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は 17.89%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。なお、当該株券等所有割合の計算においては、対象者が 2026 年 6 月 22 日に提出した第 70 期有価証券報

告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数（302,411 個）を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（302,411 個）を分母として用いております。

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式の取得及び所有等を目的として、2025 年 9 月 3 日にケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、本日現在、立訊精密有限公司（Luxshare Precision Limited）（所在地：香港特別行政区カオルーン、ツィムサーツイ、カントン・ロード 5 号、ハーバー・シティ、オーシャン・センター 16 階 1621 号室）（以下「公開買付者親会社」といいます。）が公開買付者の発行済株式の全てを所有しており、また、立訊精密工業股份有限公司（Luxshare Precision Industry Co., Ltd.）（所在地：中国広東省深セン市宝安区沙井街道蚝一西部三洋新工業区 A 棟 2 階）（以下「Luxshare」といいます。）

（注 1）が公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、本日現在、Luxshare、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者株式を非公開化した上で、対象者の株主を公開買付者及び対象者の主要株主かつ筆頭株主である新井隆二氏（以下「新井氏」といいます。）（注 2）のみとし、非公開化後の対象者に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率をそれぞれ 49.00%及び 51.00%（以下「本所有比率」といいます。）とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

（注 1） Luxshare は、中国の深セン証券取引所及び香港証券取引所にその株式を上場している会社であり、本日現在、支配株主（Controlling shareholder）である Luxshare Limited が同社の発行済株式の 35.30%を所有しております。また、本日現在、Luxshare の会長である王来春氏及び副会長である王来勝氏のそれぞれが Luxshare Limited の発行済株式の 50.00%を所有しております。

（注 2） 新井氏は、本日現在において、（i）株式会社 S M B C 信託銀行との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している管理信託（A001）受託者 株式会社 S M B C 信託銀行名義の対象者株式の全て（所有株式数：5,447,910 株、所有割合（注 3）：18.00%）、（ii）みずほ信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付有価証券管理信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属しているみずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託名義の対象者株式の全て（所有株式数：4,319,070 株、所有割合：14.27%）、（iii）野村信託銀行株式会社との間で締結した 2011 年 8 月 10 日付管理有価証券信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している野村信託銀行株式会社（信託口 2052116）名義の対象者株式の全て（所有株式数：3,604,920 株、所有割合：11.91%）、及び（iv）三井住友信託銀行株式会社との間で締結した 2014 年 7 月 30 日付株式管理承継信託契約書に基づき信託して同契約に基づく信託の信託財産に属している三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲 1 号）名義の対象者株式の全て（所有株式数：1,396,500 株、所有割合：4.61%）

（（i）乃至（iv）に記載の対象者株式の全て（所有株式数の合計：14,768,400 株、所有割合の合計：48.80%）を総称して「本不応募合意株式」といい、（i）乃至（iv）の本不応募合意株式の信託を総称して「本信託」といい、本信託に係る契約を総称して「本信託契約」といい、本信託契約に基づく信託の受託者を総称して「本受託者」といいます。）について、議決権の指図権を留保しております。なお、新井氏は、本日現在において、本不応募合意株式を除き、対象者株式を所有しておりません。

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2026年8月12日に公表した2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数 30,265,922 株から、本決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(136 株)を控除した株式数(30,265,786 株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、新井氏との間で、不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、本不応募契約において、①本不応募合意株式について本公開買付けに応募せず、かつ、本受託者をして本公開買付けに応募させないこと、②下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための本株式併合(下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)を実施するために必要な手続を行うこと(新井氏が全ての本信託契約を解除し対象者株式を直接所有することを含みます。)、③法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受け、本株式分割(以下に定義します。)の効力が発生した後において、対象者に対する公開買付者及び新井氏の議決権所有比率を本所有比率とするため、公開買付者が新井氏に対して対象者株式の一部を譲渡すること(注4)(以下「本相対取引」といいます。)を合意しております。また、公開買付者は、新井氏との間で、本取引完了後の対象者の事業運営等について定める株主間契約を締結しております。

(注4) 本相対取引は、本株式併合により対象者の発行済株式総数が減少した後、本所有比率の実現が可能となるような比率での対象者株式の分割(以下「本株式分割」といいます。)を実施した上で実行することが予定されているため、本相対取引の価格は、1株当たりで比較した場合には本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と異なる金額となりますが、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格を基に、本株式併合及び本株式分割の割合に応じて比例的に決定される予定であり、本公開買付価格と実質的には同額となります。

また、本公開買付けに際して、対象者は、本日付で、新井氏が議決権の過半数を有する会社である株式会社ラ・ホールディングス(以下「ラ・ホールディングス」といいます。)との間で、対象者の台湾子会社である台灣實瞳股份有限公司(SEED CONTACT LENS TAIWAN CO., LTD.)(以下「本台湾子会社」といいます。)の発行済株式の全てを同日付で対象者からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式譲渡契約(以下「本台湾子会社株式譲渡契約」といいます。)を締結しており、本台湾子会社株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによる本台湾子会社の発行済株式の全ての取得(以下「本台湾子会社株式取得(新井氏)」)といっています。)が完了している(注5)とのことです。もっとも、本台湾子会社株式の譲渡価格は、対象者が、ラ・ホールディングス、新井氏、対象者及びその子会社19社により構成される企業グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関である株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)より取得した本台湾子会社の株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、対象者の貸借対照表における本台湾子会社株式の帳簿価額を上回る価格であるとのことです。

(注5) 本台湾子会社株式取得(新井氏)に関し、本台湾子会社株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、本台湾子会社株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが対象者及びラ・ホールディングスの間で合意されているとのことです。

また、本公開買付けに際して、対象者は、本日付で、ラ・ホールディングスとの間で、対象者の完全子会社である株式会社オキュデバイセズ(以下「オキュデバイセズ」といいます。)の普通株式の85.10%を同日付で対象者からラ・ホールディングスに譲渡する旨の内容の株式譲渡契約(以下「オキュデバイセズ株式譲渡契約」といいます。)を締結しており、オキュデバイセズ株式譲渡契約に従い、同日付で、ラ・ホールディングスによるオキュデバイセズの普通株式の85.10%全ての取得(以下「オキュデバイセズ株式取得(新井氏)」)といっています。)が完了しているとのことです(注6)。もっとも、オキュデバイセズ株式の譲渡価格は、対象者が第三者算定機関であるAGS FASより取得したオキュデバイセズの株式価値算定書における評価結果を踏まえて決定されたものであり、また、対象者の貸借対照表におけるオキュデバイセズ株

式の帳簿価額を上回る価格であるとのことです。

(注6) オキユデバイセズ株式取得(新井氏)に関し、オキユデバイセズ株式譲渡契約において、本公開買付けが不成立となった場合は、オキユデバイセズ株式譲渡契約は自動的に解除され、原状回復を行うことが対象者及びラ・ホールディングスの間で合意されているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、5,408,800株(所有割合:17.87%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,408,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(5,408,800株)については、本基準株式数(30,265,786株)に係る議決権の数(302,657個)に3分の2を乗じた数(201,772個(小数点以下切上げ))から、本不応募合意株式(14,768,400株)に係る議決権の数(147,684個)を控除した数(54,088個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(5,408,800株)としております。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び新井氏が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から出資を受けることを予定しており、当該出資に係る資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全てを取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び新井氏のみとするための手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2026年11月頃を目途に開催することを、対象者に要請する予定です。なお、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者及び新井氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び新井氏のみが対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び新井氏を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び新井氏を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の本株式併合の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び新井氏を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の手続を予定しておりますので、当該手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

5. 決済の開始日

2026年10月20日（火曜日）

6. 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月27日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上